

1. この冊子の使い方とタイプ別整理

下のフロー図で、あなたに適した農福連携のタイプを見つけてから、この冊子をご覧ください。

また、農福連携について関心がある方、もしくは実践してみたいと思われた方は、本市（裏表紙）窓口までお問い合わせください。

Q1 あなたについて教えてください

私は

- ① 農業者
 - ② 福祉作業所
 - ③ 企業
 - ④ その他
- です

①②③

農福連携のパターン等について、紹介していますので、ご覧ください。

- ① 農業者 4 ページへ
- ② 福祉作業所 5 ページへ
- ③ 企業 6 ページへ

④

Q2 あなたについて教えてください

私は

- ⑤ 障がい者
 - ⑥ 地主
 - ⑦ その他
- です

⑥

⑥ 地主

あなたから土地を借りたい企業、福祉作業所、農業者がいます。

- 農福連携パターン 4～6 ページへ
- Q&A 13～18 ページへ

⑤

⑤ 障がい者

あなたにお仕事をお願いしたい企業、福祉作業所、農業者がいます。

- 農福連携パターン 4～6 ページへ
- Q&A 13～18 ページへ

⑦

⑦ その他

農福連携のパターンや Q&A などについて、紹介していますので、ご覧ください。

- 農福連携パターン 4～6 ページへ
- Q&A 13～18 ページへ

農業者からアプローチする農福連携

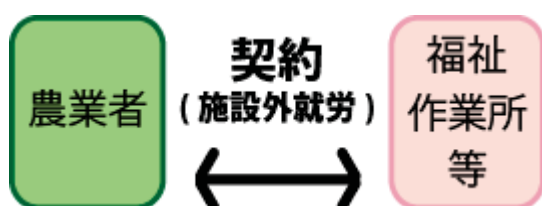
農

【こんな方に向いています】

農業経営の規模拡大や、農作業の人手不足を解決したい農業者
⇒障がい者を農業の担い手として受け入れます

パターン1：福祉作業所等への作業委託

農業者が福祉作業所等へ作業を委託契約し、障がい者が農場で施設外就労を行う。



- ・農業の担い手を確保できる
- ・障がい者への作業指示は福祉作業所等の支援スタッフが行う
- ・収穫時期など繁忙期に限定し、作業依頼することも可能

・福祉作業所等とのマッチングが難しい

【事例：キノシタファーム 11 ページ】

応用（障がい者対応に慣れてきたら Step up）

パターン2：農業者が障がい者を直接雇用

農業者が障がい者を直接雇用し、障がい者は施設内で就労する。



- ・農業の担い手を確保できる
- ・障がい者が農業に専念できる環境
- ・障がい者の収入増が期待できる

・障がい者雇用にかかる各種手続き、ノウハウが必要

【事例：京丸園（株） 12 ページ】（障がい者を直接雇用）

【こんな方に向いています】 耕作するのが難しい農業者

農地、遊休地などを、福祉作業所や企業へ貸出または寄付

福祉作業所、企業により、「農場の開設、農業経営」や「農場の開設、市民交流の場として活用」することなどが想定される。

【農場の開設、農業経営】 ⇒ パターン4、パターン6 に展開

【農場の開設、市民交流の場として活用】 ⇒ パターン5 に展開

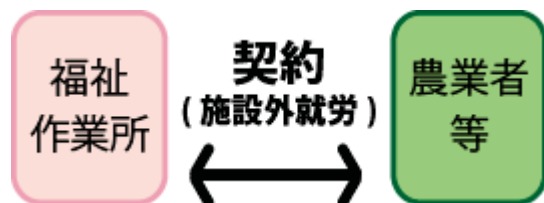
【こんな方に向いています】

農業に進出したい福祉作業所、工賃向上をしたい福祉作業所

⇒農業者からの作業委託を受注します

パターン3：農場への施設外就労

福祉作業所が農業者等より作業について受託契約を行い、障がい者が農場で施設外就労を行う。



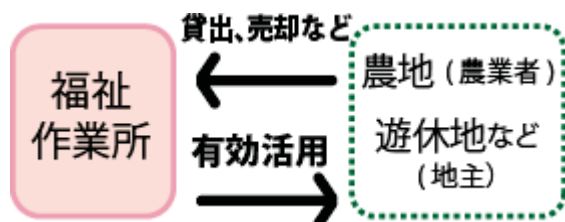
【事例：キノシタファーム 11 ページ】

- ・設備が不要なため、コストを抑えられる
- ・工賃向上が期待できる
- ・障がい者が、企業等への一般就労に進むための訓練の場として有効

- ・農業者とのマッチングが難しい
- ・施設外就労となるため、同行する支援員（生活指導員）の人員確保が難しい
- ・農場へのアクセス確保が必要

パターン4：農場の開設、農業経営

福祉作業所が農場を整備し、農産物を販売。障がい者は施設内で就労する。



【事例：よろしい茸工房 9～10 ページ】

【事例：(株)舞洲フェルム 7～8 ページ】（企業が出資する就労継続支援A型事業所）

- ・農業に専念できる環境
- ・施設外就労以上に工賃向上が期待できる
- ・障がい者が、企業等への一般就労に進むための訓練の場として有効

- ・設備投資、ランニングコストがかさむ
- ・農場運営、農業経営のノウハウが必要

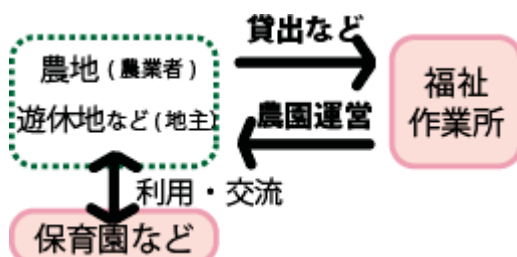
【こんな方に向いています】

地域交流したい福祉作業所、遊休地を所有する福祉作業所

⇒地域交流の場として農園を整備します

パターン5：農場の開設、市民交流の場として活用

福祉作業所が土地を農園として運営し、地域住民や保育園児などが障がい者と一緒に農作業を行う。



【事例：城陽作業所 12 ページ】

- ・農地や遊休地を楽しむ場として有効
- ・地域住民との交流が期待できる

- ・工賃向上にはつながりにくい
- ・農業体験に関心がある地域住民の発掘が必要

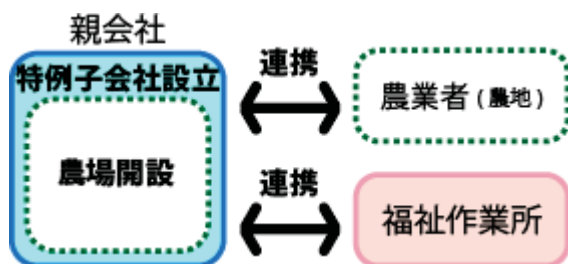
【こんな方に向けています】

農業に進出したい企業、遊休地がある企業、障がい者を雇用したい企業
⇒整備した農場で付加価値の高い農作物を生産し、販売します

パターン6：特例子会社の設立による農業経営

※特例子会社を設立せず、農園の運営も可能

障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し農場を開設。



- ・障がい者雇用を促進できる
- ・助成を得て施設整備ができる
- ・地域の農業者や福祉作業所との連携を図れば、農地・遊休地の有効活用のほか、障がい者の一般就労に進む場としても期待できる

- ・事業所の設立・運営に費用や手間がかかる
- ・設備投資、ランニングコストがかさむ
- ・就労継続支援A型より多くの自主財源が必要

【事例：ハートランド(株) 12 ページ】(自社の所有地で実施)

用語説明

特例子会社

障がい者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社で厚生労働大臣から認定を受けたもの。特例子会社を設立すると、そこで雇用する全従業員は事業主(親会社)の雇用であるとみなされ、雇用率算定の際に親会社と同一の事業所として取り扱われます。

就労継続支援 A 型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。

介護や自立訓練等のサービスを利用しながら働く「障がい福祉サービス」のうち、事業所は障がい者と雇用契約を直接締結し、最低賃金以上の支給を保障します。

就労継続支援 B 型事業

通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

介護や自立訓練等のサービスを利用しながら働く「障がい福祉サービス」のうち、非雇用型で、障がい者が職業訓練などを行い、能力向上をめざすことを目的とした事業内容となります。

※厚生労働省ホームページ「障害者の就労支援対策の状況」より引用